

鳥取県公報

毎週火、金曜日第4行(但休日を除く)、第5行(但休日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物登録免許

目 次

- ◇ 告示 昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百一号(鳥取県標準複合肥料の設定について)の一部改正
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 保安林の解除予定
- ◇ 教委告示 昭和三十八年一月鳥取県教育委員会告示第七号(鳥取県立高等学校の校名、位置、課程、学科等について)の一部改正
- 昭和三十九年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒募集要項
- ◇ 正誤 昭和三十九年一月十四日付け鳥取県告示第七号中訂正

告 示

「の二」の中、「あまに油かす粉末」の下に「その他の草本性植物油かす粉末」を加える。

鳥取県告示第二十七号

昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百一号(鳥取県標準複合肥料の設定について)の一部を次のように改正し、昭和三十九年一月十六日から適用する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一)の(1)鳥取県標準複合肥料水稻第五号及び(5)鳥取県標準複合肥料水稻第七号の表中

備 考	原 料 の 種 類	代用又は併用のできるもの
	硫酸アンモニア	代用又は併用のできるもの
を	塩化アンモニア	に改める。

鳥取県告示第二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石破 二朗

登録番号	肥料の名称	保証成文量 (ペーセント)	生産業者の住所及び氏名
窒素全量	りん酸全量	カリ全量	
鳥取県第三二六号	中北条ふどう複合一号	七・六	東伯郡北条町江北七八三
"		三・七	中北条農業協同組合
第三二七号	花見水稻一号複合肥料	七・一	理事 齋 尾 嘉 久
"		九・〇	東伯郡東郷町長和田五〇八ノ二
"		九・一	花見農業協同組合
"			組合長理事 山崎武三郎

鳥取県告示第二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石破 二朗

名 称 所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名 指 定 年 月 日	採用点数表
平林歯科医院	米子市糸町二丁目 歯 科	平林 克之 昭三八、一一、二五	歯科点数表
鳥取県立 厚生病院	倉吉市下田中字東内、外、小兒、整外、皮泌、眼 芝見手三四三 産婦人、耳鼻咽、理学診療各科	鳥取県知事 石破 二朗	申表
遠藤 医院	日野郡江府町江尾 一、九八六 内科、外科、皮フ科	遠藤 正人	二四 乙表
森 痢科医院	岩美郡福部村福部 母子センター内 齢 科	森 亮輔	ノ
福部診療所			歯科点数表

鳥取県告示第三十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石破 二朗

(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取郡青谷町大字青谷字赤鯛五、五四二一

(二) 「次の図」に示す部分に限る。)

(一) 簡易水道自動揚水施設敷地とするため

(二) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字鍛冶小屋二、九一七

(三) 保安林として指定された目的

(四) 飛砂の防備

(五) 解除の理由

鳥取県告示第三十一号

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石破 二朗

(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取郡青谷町大字青谷字赤鯛五、五四二一

(二) 「次の図」に示す部分に限る。)

指定理由の消滅

(「次の四」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青容町役場に備え置いて総覽に供する。)

(第3種郵便物)

4

県立高等学校の校名、位置、課程、学科等についての一部を次のように改正し、昭和三十九年四月一日から施行する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

鳥取県教育委員会告示第三号
昭和三十八年一月鳥取県教育委員会告示第七号(鳥取

別表中

を

			漁業科	境港市山中二・〇六四番地
	全日制課程	水産学科	製造科	"
境水産高等学校	全 日 制 課 程	水産学科	無線通信科	"
	専 攻 科	水産学科	機 関 科	"

に改める。

		漁業科	境港市上道町二・〇六四番地
	水産学科	水産製造科	"
機 関 科	無線通信科	機 門 科	"

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県公報 第3498号

(第3種郵便物)

4

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和三十九年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒を次の要項により募集する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

四 出願手続

- 1 入学志願者は、前項に定める出願期間内に、次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校に提出しなければならない。
- 2 入学志願書は、入学選抜手数料として三百五十円の鳥取県収入証紙(消印をしてはならない。)をはりつけたもの。
- 3 入学志願書は、鳥取県立境水産高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は卒業資格及び学力を認定するに足る書類。

- 1 昭和三十九年三月水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業する見込みのある者
 - 2 水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業した者
 - 3 出願期間
- 1 昭和三十九年一月二十五日(土)から一月三十一日を受けるものとする。
- 3 入学志願書は、鳥取県立境水産高等学校から交付

3 職員が外国において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、旅行又は宿泊したときは、その期間について、条例に定める旅費（支度料

は除く。）を支給する。ただし、この場合においては、旅行手当は、支給しないものとする。

4 職員が乗船中に退職、免職、失職、停職又は休職となつたときは、当該発令後最初の本邦の港に到着する日までの期間について、旅行手当を支給する。

5 旅行手当は、一航海ごとに支給する。
第二十条第四号中「日当」の下に「又は旅行手当」を加え、同条第七号に次のただし書きを加える。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。

第二十一条第一号中「宿泊料」の下に「及び旅行手当」を加える。

第二十三条第一項中「条例第三条第一項及び第四項」を

（普通の出張旅費の請求）

（第三十条の三
（普通の出張旅費及び旅行手当の請求）

に改める。

別表第七（第一号様式）中「普通旅費精算請求書」を
「普通旅費、旅行手当精算請求書」に改め、記表の備考に
（3）として次のように加える。

（3）旅行手当を請求する場合は、日当の欄を使用すること。

別表第八第一中

「十一 別表第五に規定する県
内における宿泊料」宿泊を必要とする事情を証明する書類

を

別表第四（旅行手当）

支給額（田口（あ））

第1区 第2区 第3区 第4区

三等級以上の職務にある者 三五〇円 三九〇円 四三〇円 四七〇円

四等級以下の職務にある者 三〇〇円 三三〇円 三六〇円 三九〇円

00416

（第3種郵便物）
昭和39年1月24日 金曜日 鳥取県公報 第3498号

8

00417
（第3種郵便物）
昭和39年1月24日 金曜日 鳥取県公報 第3498号

正誤

昭和三十九年一月十四日付け鳥取県告示第七号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

貢段行

誤

正

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

二 上 七 三六四ノ二 三六四ノ一